

## 地方公共団体情報システム機構における住民票コードの提供状況に関する公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の16の規定に基づき、令和4年8月から令和5年7月までの間における住民基本台帳法第30条の9の2の住民票コードの提供状況を次のとおり公示します。

令和5年8月31日  
地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫

(1) 住民基本台帳法第30条の9の2第1項の規定による住民票コードの提供状況について

提供年月	提供件数
令和4年8月	27,956,107
9月	41,952,429
10月	28,501,235
11月	29,509,350
12月	20,010,630
令和5年1月	12,271,213

提供年月	提供件数
令和5年2月	16,190,820
3月	14,595,737
4月	10,149,170
5月	9,865,931
6月	6,336,052
7月	4,446,922
提供件数合計	221,785,596

(2) 住民基本台帳法第30条の9の2第2項の規定による住民票コードの提供状況について

提供年月	提供件数
令和4年8月	94
9月	73
10月	67
11月	81
12月	88
令和5年1月	78

提供年月	提供件数
令和5年2月	60
3月	125
4月	97
5月	74
6月	81
7月	82
提供件数合計	1,000